

医療機関等の窓口でマイナ保険証を利用すれば  
事前の申請手続きなく限度額を超える支払いは免除されます

**マイナ保険証の利用登録の状況により  
限度額を超える高額な医療費を免除するための  
手続きが異なります。**

(マイナ保険証利用登録の状況は個人によって異なります)

マイナ保険証をお持ちの方

申請手続きが **不要**

マイナ保険証を利用すれば限度額を  
超える支払いが免除されますので、  
申請手続きをする必要がありません。

(注)次に該当する場合は、申請手続きが必要です。

- ・オンライン資格確認等システム<sup>(※)</sup>を導入していない医療機関等にかかる時。
- ・非課税世帯の方で、過去12か月の入院日数が90日を超えるため食事療養費の減額を受けるとき。

マイナ保険証をお持ちでない方

申請手続きが **必要**

申請手続きにより  
限度額適用認定証を  
交付します。

**留意事項**

当国保組合にて世帯全員の所得情報が把握できていない世帯の場合、オンライン資格確認等システム<sup>(※)</sup>やマイナポータルには最上位の所得区分(世帯単位)が登録されています。

限度額を超える支払いの免除を受ける方で、登録された所得区分がご自身の認識とは異なるとおぼれた場合は、「所得がわかる書類(市区町村発行の所得課税証明書等)」の提出をしていただくことで、所得区分の再判定を行います。

(※)オンライン資格確認等システムとは…オンラインにより医療機関等の窓口で、加入している医療保険の資格情報を確認する仕組みです。

ご不明な点等ございましたら、支部または本部にご連絡ください。